

報告第12号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年11月27日

北本市長 石津賢治

専 決 処 分 書

北本市障害児学童保育室設置及び管理条例及び北本市立こども療育センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年10月30日

北本市長 石 津 賢 治

北本市障害児学童保育室設置及び管理条例及び北本市立こども療育センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(北本市障害児学童保育室設置及び管理条例の一部改正)

第1条 北本市障害児学童保育室設置及び管理条例(平成18年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第6条の2第4項」を「第6条の2の2第4項」に改める。

(北本市立こども療育センター設置及び管理条例の一部改正)

第2条 北本市立こども療育センター設置及び管理条例(平成19年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

報告第12号参考資料

北本市障害児学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市障害児学童保育室設置及び管理条例及び北本市立こども療育センター設置及び管理条例の一部を改正する条例第1条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>法第6条の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスに関する業務</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>法第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスに関する業務</p> <p>(2)・(3) 略</p>

北本市立こども療育センター設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市障害児学童保育室設置及び管理条例及び北本市立こども療育センター設置及び管理条例の一部を改正する条例第2条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 心身に障害又は発達の遅れがある児童及び言語に問題がある児童（以下「児童」という。）に対し児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2第2項</u>に規定する児童発達支援を実施するとともに、早期に発達支援を要する児童（以下「早期支援児童」という。）に対し早期からの療育を実施するために、北本市立こども療育センター（以下「療育センター」という。）を設置する。</p>	<p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 心身に障害又は発達の遅れがある児童及び言語に問題がある児童（以下「児童」という。）に対し児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2の2第2項</u>に規定する児童発達支援を実施するとともに、早期に発達支援を要する児童（以下「早期支援児童」という。）に対し早期からの療育を実施するために、北本市立こども療育センター（以下「療育センター」という。）を設置する。</p>